

令和 8 年度 第 1 回富里市学校給食センター運営委員会会議録

日 時	令和 8 年 7 月 1 6 日 (木)	
	開会：午後 1 時 0 0 分 閉会：午後 2 時 1 0 分	
場 所	富里市学校給食センター 2 階 会議室	
構 成	氏 名 等	出席の有無
運 営 委 員	会 長 原 田 裕 章	出席
	副会長 檜 崎 有 希	出席
	榎 本 泰 之	出席
	竹 内 雄 二	欠席
	秋 葉 利 恵	出席
	龍 岡 達 子	出席
	根 本 秀 樹	出席
	小別當 ひろ子	出席
事 務 局	教育長 大 澤 昌 宏	
	富里市 学校教育課	課 長 白 澤 直 幸
		学校給食センター副主幹 高 橋 幹 哉
		学校給食センター栄養教諭 伊 東 美由紀
		学校給食センター栄養士 松 井 祥 恵
	酒々井町	学校教育課 主 幹 齋 藤 歩
会議次第	別添のとおり	
会議の経過		

令和 8 年度第 1 回富里市学校給食センター運営委員会

日時 令和 8 年 7 月 1 6 日(木)

午後 1 時 0 0 分から

場所 学校給食センター 2 階会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 学校給食センター運営委員会委員委嘱状交付

3 教育長あいさつ

4 学校給食センター運営委員会会長及び副会長の選任について

5 会議事項

(1) 学校給食センターの両市町による共同利用状況について……………資料 1

(2) 給食献立と食育等の状況について……………資料 2－1、2－2

(3) 学校給食費の徴収状況について……………資料 3

6 その他

7 閉 会

令和 8 年度 第 1 回富里市学校給食センター運営委員会会議録

1 開 会

【事務局】

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日は委員の一人から欠席の連絡がございましたが、委員の皆様の過半数のご出席をいただいておりますので、本運営委員会規則の規定による会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

なお、本日の会議は議事録作成のため録音させていただきます。

また、作成した議事録はホームページで公開させていただきますので、あらかじめ御了承ください

2 学校給食センター運営委員会委員委嘱状交付

【事務局】

それでは、次第の 2、「学校給食センター運営委員会委員委嘱状」の交付でございます。教育長より令和 8 年度からの任期期間の委員の皆様へ委嘱状をお渡しいたします。

—— 教育長から委嘱状を新任の委員へ交付 ——

【事務局】

ありがとうございました。

3 教育長あいさつ

【事務局】

続きまして、次第の 3、教育長あいさつでございます。

教育長、よろしくお願いいたします。

【教育長】

皆様、改めましてこんにちは。大変暑い中お集まりいただきありがとうございます。

さて去年の 9 月から酒々井町との給食センターの共同利用が開始となりまして、ほぼ 1 年、学期が一周いたしました。あっという間でしたが、その間

特に大きな問題もなく給食を提供できたのは、皆様の御協力の賜物と感謝いたします。

聞いたところでは、最初は酒々井町のお子様たちは、富里の給食の味になじめなかったと聞いており、残菜率が高かったらしいのですが、ここにきて残菜率がかなり低くなってきたと伺っております。

これからも子供たちに安全で安心な給食を届ける事が出来るよう皆様方のお知恵をお借りして頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

4 学校給食センター運営委員会会長及び副会長の選任について

【事務局】

次に、会長及び副会長の選任でございますが、「富里市学校給食センター運営委員会規則」第4条第2項に「会長及び副会長は委員の互選による。」となっておりますが、委員の皆様から御意見等はございますか。

—— 意見無し ——

【事務局】

特にないようでしたら、事務局の案をお示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは、事務局案を申し上げます。

事務局案は、会長を原田委員、副会長を檜崎委員とするものです。委員の皆様におかれましては、いかがでしょうか。

それでは、改めてお諮りさせていただきます。

事務局案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

ありがとうございます。挙手全員です。

本委員会の会長を原田委員、副会長を檜崎委員とすることとなりました。

それでは、規則第5条第1項の規定により、会長が議長となりますので、以後の議事進行は原田会長をお願いいたします。

原田会長、議長席へ移動をお願いいたします。

【会 長】

議長を務めさせていただきます日吉台小学校の原田と申します。

不慣れではございますが精いっぱい務めさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

5 会議事項

(1) 学校給食センターの両市町による共同利用状況について

【会 長】

それでは、次第に沿いまして会議事項(1)「富里市・酒々井町による学校給食センターの共同利用について」事務局より説明を求めます。

【事務局】

それでは、資料1をお願いします。

富里市学校給食センターの富里市、酒々井町による共同利用につきまして、これまでそれぞれの運営委員会の中で説明をさせていただいてきたところですが、今回新しく運営委員となられた方が多く占められていることから、改めてこれまでの経緯について御説明させていただきます。

2ページ・3ページをお願いします。

現在の学校給食センターは、1日当たり最大4,500食の調理規模で設計された施設で、平成26年9月から稼働しています。共同利用開始前の調理数は約3,500食で、児童生徒の減少に伴い調理設備の余力が生まれてきたことから、その活用方法について検討を行って参りました。

検討に当たっては、高齢者向け弁当や市内福祉施設への給食提供などについても検討を行いましたが、合理性の評価から近隣市町への給食提供が最善であると判断し、施設の老朽化等により給食施設の在り方を検討されていた酒々井町と協議を進めてまいりました。

酒々井町との協議については、両市町で構成する「富里市・酒々井町学校給食センター共同利用検討会」や調理委託業者を交え、共同利用を行った場合のシミュレーションを行い、追加が必要な設備や食材の調達、献立立案などについて検討を行いました。

検討の結果、一時的には初期費用の投資が必要となるものの、運営経費の削減によって、初期費用の回収が可能であることが確認できたことから、両市町による本格的な協議へと移行しました。

令和6年6月24日に両市町で「学校給食事務の委託に関する協定」を締結し、「共同利用開始日」、「初期費用の負担割合」、「共同利用開始後の調理業務等委託料及び経常経費の負担割合」などについても合意に至りました。

4ページをお願いします。

共同利用開始に向けた調理等各業務の調整については、まず令和7年5月に入札を実施し、現在富里市及び酒々井町の給食調理業務等を委託している株式会社東洋食品と6月2日付で、8月以降の業務開始内容で契約を締結いたしました。

次に令和7年9月2日(火)の共同利用開始に向け準備を進めるため、調理食数見込みについて、児童・生徒・園児数及びこれに教職員等を加えた調理食数を約4,800食と算定し、給食業務の事前テストとして、夏季休業期間中の8月21日(木)に富里市、酒々井町の各校へ給食の提供を実施いたしました。

5ページをお願いします。

学校給食センターの愛称募集についてでございます。

共同利用の開始を契機として、富里市・酒々井町の子どもたちに富里市学校給食センターに親しみを持っていただくとともに、学校給食に対する関心を高めるため、両市町の児童・生徒から愛称を募集いたしました。

募集期間は令和7年6月9日から7月7日までとし、対象は小学校4年生以上の児童・生徒として募り、8月上旬に市長・町長を含めた審査会で愛称を「すいすいキッチン」と決定いたしました。

8月19日には愛称が採用された児童・生徒をお招きして、賞状の贈呈式を開催いたしました。

6ページをお願いします。

富里市産・酒々井町産の食材の使用についてでございます。

富里市学校給食センターでは、地産地消の観点から富里市産の食材を積極的に使用しており、野菜・精肉の使用割合は概ね5割でございます。

これに加えて、酒々井町産の食材（米、野菜、みそ）の使用及び使用頻度については、両市町で協議し今後とも可能な限り量を増やしていくことを確認しております。

次に、給食残菜のリサイクルについてでございます。

富里市・酒々井町はこれまで給食の残菜については、それぞれで焼却処分していましたが、食品リサイクル推進のため、処理方法を変更し、共同利用開始以降の給食の残菜等については、千葉市にある食品リサイクル施設へ搬入して処理することについて両市町で合意しました。

それぞれ食数按分した運搬・処理費用を負担いたします。

そして、令和7年9月2日(火)の二学期初日の共同利用開始日に両市町議員をお招きし学校給食センターにおいて、給食試食も兼ねた配送第一号便をお見送りする出発式を開催し、共同利用が開始となりました。

7 ページをお願いします。

共同利用開始から現在までの受給数の推移についてですが、参考に記載している数値のとおり、共同利用開始前の最終日の約 3,500 食から共同利用開始日の約 4,800 食、そして今月初めには約 4,700 食と推移しております。

業務自体については、開始から現在に至るまで、特に大きなトラブルは生じておりません。

共同利用開始後の給食自体の評判につきましては、開始後に栄養士が酒々井町の各校を回らせていただきましたが、教職員や児童・生徒の皆様からは好評であったと伺っております。

また、これまでの食器やゴミ処理の方法等も変更になりましたが、概ね皆様には順応して御協力いただいているところです。

今後も、引き続き両市町の児童・生徒等の安全安心に留意した学校給食の提供に努めてまいります。

説明は以上です。

【会 長】

ありがとうございました。ではこの件について、質疑等ございましたら、お願いします。

【委 員】

委員を再任となりましたので、前回伺った経緯を踏まえて確認いたします。

初期費用の回収について課題となっていたと思うのですが、一年を経過して順調に推移しているのでしょうか。

【事務局】

初期費用の回収についてですが、まだ始まったばかりということで確実なことはお伝え出来ませんが、例えば今年度に入り既に修繕があった場合でも、本来 10 割かかる費用が 7 割で済む、そのようなことで効果が出ているのではないかと感じております。

【会 長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、(1)「学校給食センターの両市町による共同利用状況について」は以上といたします。

(2)給食献立と食育等の状況について

【会 長】

続きまして、(2)「給食献立と食育等の状況について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは説明をさせていただきます。

資料の2-1をお願いします。

こちらは、「令和8年度富里市教育委員会食育推進プラン」でございますが、給食センターでは、食に関する指導といたしまして、児童・生徒向けには、「給食だよりの配付」や「給食時のワンポイントアドバイス」、栄養士による各校への出前授業などを行っております。

また、家庭向けでは、家庭教育学級での講話や試食会などを、地域に向けては、地場産物の活用やそれを献立でわかるようにして、ホームページに掲載するなど、食育の推進を図っているところです。

続きまして、資料2-2をお願いいたします。

「令和8年度献立及び給食時における食に関する年間計画」でございますが、こちらでは、月ごとに指導や献立の目標を設けまして、学校給食摂取基準とともに、旬の素材や地場産物を活用できるよう、季節ならではの行事食なども取り入れながら、献立づくりに取り組んでいるところです。

説明は、以上です。

【会 長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について質疑等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会議事項(2)「給食献立と食育等の状況について」は以上とします。

(3)学校給食費の徴収状況について

【会 長】

続きまして、(3)の「学校給食費の徴収状況について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

説明いたします。資料3、「令和8年度分学校給食費徴収状況一覧」をお願いします。

1「現年度分」につきましては、6月30日現在のものとなります。

資料のとおりでございますが、全体の徴収率といたしましては、99.78%で、前年度の同期比では、11.55ポイントの増となっています。

既に御存じかと思われますが、令和８年度から国の方針として学校給食費の負担軽減策（いわゆる給食費無償化）が、公立の小学校への支援として決定されたことを踏まえ、今年度当初の４月から小学校について無償化を開始し、既に令和６年度から本市独自の政策として開始した中学校の無償化とあわせ、現在は小中学校の完全無償化となっていることから、市立幼稚園の徴収状況及びその他欄の教職員・給食センター職員の状況を掲載しているのみの表記となっております。

続きまして、２の「過年度分」につきましては、平成１７年度から令和７年度分までのもので、令和８年６月３０日現在のとりまとめとなります。

今年度に繰り越しとなった滞納額の合計は、１，８４１万３，２１３円、うち収納された額は、８万１，４２０円、未納は１，８３３万１，７９３円で、徴収率は０．４４％という状況です。

この未納につきましては、今年度は、主に出納閉鎖前の令和７年度分について、５月中旬に教育委員会の全体協力を経て、電話催告を行いました。

そしてこれらに反応しない者に対し、今月７月１５日昨日に督促状を送し、それでも納付や分納など、何の相談もできない事案には、８月から９月の間に過年度分の滞納分とあわせて催告書を送送する予定です。

また今年度も、市の債権管理部署である納税課と合同で、今月７月及び１０月から１２月まで毎月第４日曜日に休日納付相談を行う予定です。

その後、催告書等を送付しても連絡がない、納付相談等の連絡もなく、支払う意志が見受けられない者の中より対象者をしぼり、年末から年明けにかけて、佐倉簡易裁判所に支払督促の申立てを行う予定です。

また令和５年４月１日から施行された本市の債権管理条例では、私債権の学校給食費も対象としており、適正管理、公正・公平の確保、健全な行財政運営を目的としています。今後も、市の債権管理部署と連携して、債権管理に適切に取り組んでまいります。

学校給食費の収納状況等の説明は、以上です。

【会 長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について質疑等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会議事項の(3)「学校給食費の徴収状況について」は以上いたします。以上で本日の会議事項は全て終了しました。事務局へお返しします。

【事務局】

原田会長、ありがとうございました。

6 その他

【事務局】

それでは、次第の6、その他でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

【委員】

質問といいますか、気になることでお伺いしたいのですが、毎年とみさとスイカを使用して給食に提供する、というイベントがあると思うのですが、酒々井町産の食材等を使用しての富里市の様なイベントはあるのでしょうか。

【事務局】

献立についてのことと思いますが、すいかのイベント「わくわくスイカDay」については本市で行っております。

酒々井町産の食材については、献立表に表記等をしておりますが、本市と同様な食材のイベント使用等には至っていない状況です。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から2点。まず、参考資料として令和8年6月議会における一般質問の内容をお配りしております。

内容といたしましては、不登校児童・生徒への対応として、その中で居場所づくりとして、学校給食センター等を取り上げております。

市としては、学校給食センターは、「学校給食法」の規定に基づく「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠した衛生管理を実施していることなど、それらに基づく徹底的な衛生管理を行っています。

そのため例え児童・生徒などであっても不定期に不特定の方が来所することによって、衛生管理上のリスクが増加してしまいます。また、現在の学校給食センターには不登校の児童・生徒を常時受け入れられるスペースが無いことと併せ、来場した児童・生徒に寄り添って常時対応できる職員が居ないことなどから、現在のところ学校給食センターを不登校児童・生徒の居場所づくりの施設として活用する考えは無いとの回答をいたしております。

2点目として、学校給食費についてでございますが、前回3月19日に開催した令和7年度第2回運営委員会会議において、会議事項の一つ「学校給食費改定の検討について」の中で、両市町での統一を図ることを含めて、令和8年度の上半期には、委員の皆様のご意見を伺いたい旨のお話を

させていただきましたが、当センター長が案を作成しておりましたが、現在療養中となっている状況です。

そのため次回の会議、若しくは事前に資料を作成し、皆様に確認いただくなど、改めてお示しさせていただく予定です。御理解・御協力のほどよろしくお願いします。

ただいまの件につきまして、皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回学校給食センター運営委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。